

八幡市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八幡市総合教育会議設置要領第6条の規定に基づき、八幡市総合教育会議(以下「会議」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 傍聴の定員は会場のスペースにより決定する。

2 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。また、会議の非公開決定時及び退室時は係員の指示に従うものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合には、くじにより傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、会議場において撮影、録音することにつき、市長の許可を得た者を除く。

(4) 前各号に定めるもののほか、人に迷惑をおよぼし傍聴が不相当と認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴する際には、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。

(4) 飲食または喫煙をしないこと。

(5) 市長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。

(6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。

(7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(8) 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人が、この要領に違反するときは、市長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他必要な事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。